

# 不動産に関するルールが 大きく変わります

所有者が分からない土地は、  
公共事業や災害復興の妨げとなっています。  
所有者不明土地をなくすための取組が  
令和5年度から順次開始されます。



不動産登記推進  
イメージキャラクター「トウキツネ」



令和6年4月1日から

## 相続登記の義務化

不動産を相続したときは、登記申請が必要となります。

令和5年4月27日から



## 相続土地国庫帰属制度の創設

相続によって取得した不要な土地を法務大臣の承認により国が引き取ります。

※利用には一定の条件があります。



法務省 民事局  
QRコード

お問合せは

### 水戸地方法務局不動産登記部門

〒310-0061 水戸市北見町1番1号(水戸法務総合庁舎1階)  
TEL: 029-221-5130 (直通)

★相続登記のご相談はお近くの司法書士に  
司法書士は、相続などの登記手続を専門に行う国家資格者です。

司法書士をお探しの方は茨城司法書士会  
(電話029-225-0111)へお問い合わせください。



茨城司法書士会ホームページ  
司法書士検索・無料相談会  
詳細はこちらをご覧ください。

司法書士による無料相談会あります。  
◎電話相談 毎週火曜日16:00~18:00  
相談電話 029-212-4500  
029-212-4515  
029-306-6004

◎面談相談 要予約  
予約電話 029-224-5155  
会場 水戸・つくば・古河

★「土地を分割して相続したい。」「亡くなった人の建物を登記したい。」などの  
ご相談はお近くの土地家屋調査士に  
土地家屋調査士は、土地・建物の表示に関する登記を専門に行う国家資格者です。

土地家屋調査士をお探しの方は茨城土地家屋調査士会  
(電話029-259-7400)へお問い合わせください。



茨城土地家屋調査士会ホームページ  
調査士検索・無料相談会  
詳細はこちらをご覧ください。

土地家屋調査士による無料相談会あります。  
◎面談相談 要予約  
毎月第1水曜日13:00~16:00  
予約電話 029-259-7400

★その他相続登記申請手続に関する手続案内は、水戸地方法務局へ

◎手続案内(無料・要予約)

平日 9:00~12:00/13:00~16:00

法務局名	所在	予約電話
不動産登記部門	水戸市北見町1-1	029-227-9922
日立支局	日立市弁天町2-13-15	0294-21-2253
常陸太田支局	常陸太田市山下町1221-1	0294-73-0221
土浦支局	土浦市下高津1-12-9	029-821-0783
龍ヶ崎支局	龍ヶ崎市2985	0297-62-0225
鹿嶋支局	鹿嶋市宮下5-20-4	0299-83-6000
下妻支局	下妻市下妻乙1300-1	0296-43-3937
つくば出張所	つくば市吾妻1-12-1	029-851-8186
取手出張所	取手市宮和田1784-1	0297-83-0057
筑西出張所	筑西市丙116-16	0296-22-3495



水戸地方法務局ホームページ  
登記手続案内事前予約制  
詳細はこちらをご覧ください。